

令和6年度四万十町障害者就労施設等からの優先調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、四万十町における障害者就労施設等からの物品及び役務等（以下「物品等」という。）の調達の一層の推進を図ることを目的に策定する。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、四万十町の全組織が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等

ア 就労継続支援事業所（A型、B型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、国、地方公共団体から助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所（次の要件を全て満たす事業所）

①障がい者の雇用者数が5人以上

②障がい者の割合が従業員の20%以上

③雇用障害者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達の対象とする物品等

障害者就労施設等が受注することが可能な全ての物品等とする。

5 基本的な考え方

- (1) 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (3) 物品等の調達に当たっては、可能な限り町内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (4) 共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこと。

6 調達の推進方法

- (1) 健康福祉課は、各課等が調達を円滑に進めることができるよう、障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を積極的に各課等に提供する。
- (2) 各課等は障害者就労施設等に対し調達を行うときは、可能な範囲で、障害者就労施設等の特性に配慮した使用及び納期の設定等に努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 本方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、毎年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 調達の目標

前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

9 その他

物品等の調達推進に限らず、障害者就労施設等の役場庁舎内での物品の販売や町及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保などを通じ、販売機会の確保及び町民等へのPR推進にも努めることとする。

附則 この方針は令和6年4月1日から施行する。